

地域連携活性化支援事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 船橋商工会議所（以下、会議所）は、市内商業の発展・活性化を図るため、船橋市内で事業を行っている商業者団体が実施する事業に対し事業支援を行い市内商業の発展、活性化に寄与するとともに組織強化を図る。

(定義)

第2条 この要綱において「商業者団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合であって、その組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているもの
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号及び第4号に規定する中小企業者（以下「中小商業者」という。）5名以上で構成される法人格を有しない団体で、その構成員の3分の2以上が中小商業者であるもの
- (4) 任意商店会及び会議所が必要と認めた団体。

(支援対象事業及び支援範囲等)

第3条 支援の対象となる事業及び経費等は、商店街・地域の活性化を図るために実施する事業とする。支援範囲は、地域連携活性化支援事業支援基準に定める。ただし、次に掲げるものについては、補助の対象とならない。

- (1) 法令等に違反する事業
- (2) 特定の企業の利益のみを目的とした事業
- (3) 商業者団体の役員等（会長、役員若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のア、イ及びウのいずれかに該当する者であるときは、その事業
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する行為（(イ)に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
- (ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

- (イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとするときは、別に定める期日までに、地域連携活性化支援事業交付申請書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）を会議所に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 交付条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更をする場合は、会議所の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、会議所の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会議所に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他会議所が必要と認める条件

(承認申請)

第6条 前条第1号の規定により承認を受けようとするときは、地域連携活性化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を会議所に提出しなければならない。

- 2 前条第3号の規定により会議所の指示を受けようとするときは、地域連携活性化支援事業事故報告書（別記第4号様式）を会議所に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、地域連携活性化支援事業実績報告書（別記第5号様式）を会議所に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、地域連携活性化支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を会議所に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 会議所は、支援を受ける事業者団体が次の各号のいずれかに該当するとき
は、支援の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - 二 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等の処分に違反したとき。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。
- 2 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の経理等)

第10条 事業者団体及び商店街団体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(財産の管理)

- 第11条 事業実施者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の調査)

- 第12条 会議所が必要であると認めた場合は、事業者団体及び商店街団体若しくは事業実施者に対し報告を求め又は関係帳簿、書類等を調査することができる。
- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、会議所が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度から適用する。